

# 大分県報

令和二年  
号外（八一）  
十月六日

（火曜日）

## 目次

### 規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正……………

### 〇規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十三号

#### 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成二十八年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「次条」を「第七条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の規定に準じて行う高等学校専攻科修学支援金（大分県内に設置されている高等学校の専攻科の生徒（次号において単に「生徒」という。）に対して授業料に相当する経費を支給する支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

令和二年十月六日

大分県報号外（規則）

二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の規定に準じて行う高等学校専攻科修学支援金の受給権者に係る保護者等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者その他の生徒の就学に要する経費を負担すべき者として知事が別に定める者をいう。第二十八条の二第二号において同じ。）の収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 条例別表第三の四の二の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の規定に準じて行う高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の規定に準じて行う高等学校専攻科修学支援金の受給権者に係る保護者等の収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十四号

#### 職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中第四号を第五号とし、第三号に次のように加える。

二 同時双方向型訓練の場合、原則、通所による訓練時間（集合訓練、個別指導及び面接指導による時間を含む。）を総訓練時間の二十パーセント以上確保することとする。

第三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 訓練の実施方法 通信の方法により行う訓練は、通信の方法により教材等を配布し、

添削指導及び面接指導を行う訓練（以下「通信制訓練」という。）又は映像・音声により同時かつ双方向に行われ、通所の訓練に相当する訓練効果を有すると知事が認めた訓練（以下「同時双方向型訓練」という。）とする。

第四条第二号中「よって行う場合は、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと」を「より行う訓練は、通信制訓練又は同時双方向型訓練」に改め、同条第四号に次のように加える。

ハ 同時双方向型訓練の場合、原則、通所による訓練時間（集合訓練、個別指導及び面接指導による時間を含む。）を総訓練時間の二十パーセント以上確保することとする。

第五条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 訓練の実施方法 通信の方法により行う訓練は、同時双方向型訓練とする。

第五条中第四号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 訓練時間 次に掲げるとおりとする。

イ 訓練科ごとに最低限必要とする訓練の総時間及び教科ごとの訓練時間は、別表第三の訓練期間及び訓練時間の欄に定めるとおりとする。

ロ 同時双方向型訓練の場合、原則、通所による訓練時間（集合訓練、個別指導及び面接指導による時間を含む。）を総訓練時間の二十パーセント以上確保することとする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。